

1 件名 三浦市水道事業給水条例の一部を改正する条例の基本方針

2 提案の根拠・理由

本市水道事業は開始から80年以上が経過し、今後、老朽施設や災害対策に要する費用が見込まれる一方、給水収益は20年以上減少が続いており、将来的に厳しい経営状況が見込まれ経営安定化を図る必要がある。

そのため、三浦市水道事業が安全な水を安定的に供給することを前提に、三浦市水道事業の将来を100年間推計した結果を基に、直近10年間の実施計画として取りまとめたマスタープランとなる三浦市水道ビジョン（経営戦略）を策定し、令和4年度に改定率26%の料金値上げをすることとした。

この三浦市水道ビジョン（経営戦略）における基本理念「安全な水道水を安定していつでもお届けします」を実現するため、令和3年7月19日に三浦市上水道事業審議会へ「水道料金の改定に関する事項について」諮問した。

料金改定に関して3回に渡る審議を経て、審議会から以下の答申が示された。

- (1) 周知期間として、新たな料金適用まで条例改正後6か月以上を確保する。
- (2) 26%の水道料金改定率を全用途の基本料金及び従量料金に一律に乗じる。
- (3) ただし、新型コロナウイルスの影響を考慮し、令和6年3月31日までは、官公署用を除き10%の改定率とする。

この答申を受け、料金改定のための条例改正を行うものである。

3 改正の内容

- (1) 1か月あたりの基本料金（10立方メートルまでの使用料含む。）【別表関係】

用途別	現行金額	改正後の金額
一般用	1,070円	1,350円
別荘用	5,000円	6,300円
業務用	2,140円	2,700円
寮・保養所用	22,000円	27,720円
公衆浴場用	940円	1,180円
官公署用	3,650円	4,600円
工事用	5,780円	7,280円

- (2) 1立方メートル（ m^3 ）あたりの従量料金【第28条第2号関係】

用途別	水量区分	現行	改正後
一般用	10 m^3 を超え20 m^3 以下の分	176円	222円
	20 m^3 を超え30 m^3 以下の分	201円	253円
別荘用	30 m^3 を超え40 m^3 以下の分	233円	294円
	40 m^3 を超え50 m^3 以下の分	251円	316円
業務用	50 m^3 を超え100 m^3 以下の分	270円	340円
	100 m^3 を超え200 m^3 以下の分	289円	364円
寮・保養所用	200 m^3 を超え300 m^3 以下の分	308円	388円
	300 m^3 を超え500 m^3 以下の分	327円	412円
	500 m^3 を超え1,000 m^3 以下の分	346円	436円
	1,000 m^3 を超える分	365円	460円
公衆浴場用	10 m^3 を超える分	145円	183円
官公署用	10 m^3 を超える分	365円	460円
工事用	10 m^3 を超える分	578円	728円

4 施行期日

令和4年7月1日

5 経過措置

(1) 改正後の第28条及び別表の規定は、施行日以後の水道の使用に係る水道料金について適用し、施行日前の使用に係る水道料金については、なお従前の例による。

(2) 新型コロナウイルスの影響を考慮した軽減措置として、令和6年3月31日までは、基本料金及び従量料金を次のとおりとする。

ア 1か月あたりの基本料金（10立方メートルまでの使用料含む）

用途別	令和6年3月31日までの金額
一般用	1,180円
別荘用	5,500円
業務用	2,350円
寮・保養所用	24,200円
公衆浴場用	1,030円
官公署用	4,600円
工事用	6,360円

イ 1立方メートル（ m^3 ）あたりの従量料金

用途別	水量区分	令和6年3月31日までの金額
一般用	10 m^3 を超え20 m^3 以下の分	194円
	20 m^3 を超え30 m^3 以下の分	221円
別荘用	30 m^3 を超え40 m^3 以下の分	256円
	40 m^3 を超え50 m^3 以下の分	276円
業務用	50 m^3 を超え100 m^3 以下の分	297円
	100 m^3 を超え200 m^3 以下の分	318円
寮・保養所用	200 m^3 を超え300 m^3 以下の分	339円
	300 m^3 を超え500 m^3 以下の分	360円
	500 m^3 を超え1,000 m^3 以下の分	381円
	1,000 m^3 を超える分	402円
公衆浴場用	10 m^3 を超える分	160円
官公署用	10 m^3 を超える分	460円
工事用	10 m^3 を超える分	636円

(3) 施行日前及び令和6年4月1日前から引き続き継続する水道の使用に係る水道料金であって各日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定するものについては、各日の使用水量を均等とみなし、日割りで算定するものとする。